

## 平成29年第1回教育委員会会議録

日時：平成29年1月23日（月）

午後6時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員 長	庄 山 昭 子
	委 員	上 島 均
	委 員	松 本 昭 彦
	委 員	滝 澤 多佳子
	教 育 長	石 川 博 之

### 出席者

教育次長	倉 田 幸 則
教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長	國 分 靖 久
学校教育課学校教育担当主幹	松 谷 富美子
生涯学習課青少年担当副参事 （兼）青少年センター所長	西 村 哲 二
生涯学習課公民館事業担当副参事 （兼）中央公民館長	松 永 正 春

庄山委員長 平成29年第1回教育委員会を開催します。本日の傍聴はありません。それでは、本日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長 それでは、本日の議案の概要でございますが、第1号 津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部の改正について、1件の議案について、ご審議をお願いします。

庄山委員長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第1号の議案1件です。それでは、公開事案の審議に移りたいと思います。議事に入ります。議案第1号 津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案第1号 津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部の改正について、説明させていただきます。まず、津市教育委員会事務委任等に関する規則につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第25条第1項の規定による事務委任等につきまして必要な事項を定めるということとなっております。そういう法律の中で、事務委任に関することを定めましょうということになっておりまして、お手元の資料でございます津市教育委員会事務委任等に関する規則でございます。この規則の中の第3条をご覧になっていただきますと、議決事項というのがございます。これは教育委員会の会議において議決をする事項、委任できない事項ということでありますけれども、教育委員会の会議において議決する事項が定められております。このうちの第3条の所に(1)から(15)まであるんですけれども、(9)、第9号を改正しようとするものがございます。恐れ入りますが、議案の中の改正理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条は、幼保連携型認定こども園に関する意見聴取について規程するものがございますが、地方公共団体の長は、当該市町村が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして規則で定めるものの実施並びに当該規則の制定及び改廃に当たっては、教育委員会の意見を聴かなければならないこととされています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第6号の規定、これは地教行法も参考に付けてございますけれども、地教行法の25条の2項の第6号のところに当該意見の申出については、教育長に委任することができない事務であると記載されておりますことから、当該事務を教育委員会の会議の議決事項に加えるため、津市教育委員会事務委任等に関する規則の改正を行うものがございます。施行期日につきましては、公布の日とさ



で。

松本委員 一部に係ればもう、27条という言い方で良いわけですね。

教育総務課長 はい。そうでございます。

庄山委員長 よろしいですか。

松本委員 はい。

庄山委員長 他、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

庄山委員長 ないようですので、議案第1号について、原案どおり承認することとしてよろしいですか。

各委員 異議なし。

庄山委員長 ご異議なきようですので、議案1号については、原案どおり承認します。

教育次長 委員長。

庄山委員長 教育次長。

教育次長 先程、議案第1号を、承認いただきましたことから、追加議案を提出させていただきたいと思えます。

庄山委員長 事務局から追加議案の提出の申し出がありましたが、委員の皆様よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

庄山委員長 それでは、追加議案について、事務局から概要の説明をお願いします。

教育次長 追加議案議案第2号 津市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に規定する事務を定める規則の制定に係る意見について、1件のご審議をお願いします。詳しい内容につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくお願いします

庄山委員長 追加議案は、お手元の事項書のとおり、議案第2号の議案1件です。本議案については、津市教育委員会会議規則第16条第1項第4号の規定に該当するため非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

庄山委員長 それでは、追加議案 議案第2号の1件につきましては、非公開と決定します。

議案第2号 津市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に  
規定する事務を定める規則の制定に係る意見について

議案第2号 非公開で開催

議案第2号 原案可決